

## 3 施設再開までの復旧計画

### 3-1 ライフラインの対策

- 震災後には、電気、ガス等のライフラインが途絶することが予想されます。ライフライン途絶時の対策について事業所防災計画に定めておきます。

#### チェック事項

- 代替資源の例として次のようなものを備えているか。

電 気	自家発電設備、 バッテリー等
ガ ス	プロパンガスボンベ、 灯油、 カセットコンロ・ボンベ等
上下水道	受水槽、 井戸、 貯水池、 浄水装置、 水中ポンプ、 簡易トイレ等
電 話	無線機、 パソコン、 専用回線、 公衆電話

#### ポイント

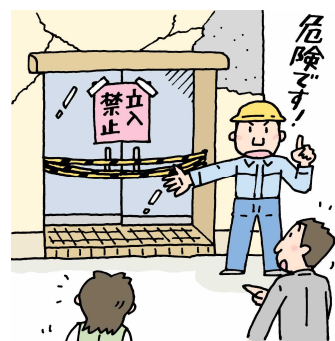
- 電気、ガス等のライフラインが途絶した場合は、事業活動を継続するための対策として代替資源等の確保が必要です。

### 3-2 二次災害の発生防止

- 阪神・淡路大震災では、電気・ガスの供給再開時に、通電に伴う火災が発生しましたが、新潟県中越地震では、電力会社が避難時のブレーカーの遮断について積極的な広報を実施するとともに、停電した全地域に対して、自動再通電をせずに漏電の確認や住人の了承を得ながら送電を開始したため、通電火災は発生しませんでした。
- このように、復旧に伴う二次災害の発生を防止するための対策が必要です。

#### チェック事項

- 地震後、火気設備等を使用する場合は、点検を行った後に使用するようになっているか。
- 電気・ガス等の復旧時に配線・配管等の安全を確認するようになっているか。



## ポイント

- 火気設備等を使用する場合は、燃料の漏れ等がないか点検してから使用します。
- 電気配線等が破損していると、ブレーカーを入れた際、ショートやスパーク等により、火災になる恐れがあります。
- ガス等の漏えいがあると、換気扇等のスイッチを入れることにより火花が発生し火災になる恐れがあります。

## 3-3 被害状況の把握

- 地震により建築物や設備に思わぬ危険箇所が発生している場合があるので、倒壊、損傷状況等を明確に把握し、作業を行う場合の安全確認を入念に行う必要があります。

## チェック事項

- 危険箇所を把握し、倒壊危険等の恐れがある場合は、必要な措置がとれるようになっているか。

## ポイント

- 専門業者等に施設・設備の被害調査を依頼します。
- 倒壊危険等のある場合は、立入り禁止区域とします。
- 地震がおさまった後の危険物施設の再開は、危険物の漏えいや可燃性ガスの漏えいなど二次的災害が発生する危険性が内在しており、従業員全員に具体的な点検方法、点検箇所を明示し、徹底した点検を行うことが必要です。



### 3-4 復旧作業等の実施

- 復旧作業は、平常時と異なった条件のもとで実施されることから、安全な作業方法を周知徹底し、安全管理体制を確立したうえで作業することが必要です。

#### チェック事項

- 復旧作業に係る担当者に対する教育は徹底されているか。
- 立入り禁止区域等の危険箇所を把握し、従業員等に周知しているか。
- 復旧作業手順等が二次災害を防ぐ対応となっているか。



#### ポイント

- 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底します。
- 復旧工事の際は、通常と異なる利用形態のため避難経路を明確にします。

#### 阪神・淡路大震災のライフライン等の被害と復旧日数

業種	被害規模	復旧日数
電気	・地震直後は約405万戸停電	8日後 (関西電力管内)
ガス	・約46万戸の都市ガス供給停止	54日後
水道	・19都道県で約257万戸の断水	90日後 (神戸市の復旧完了日)
鉄道	・JR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄等13社が不通 ・高架橋等が8か所落橋	218日後 (新幹線は81日後に開通)
道路	・名神高速等の高速道路7道7区間約70か所 及び有料道路2道約40か所が被災 ・一般道路は段差等が発生	623日後
通信	・交換機の機能停止、28万5千回線 ・加入線のケーブル切断等、19万3千回線	14日後 (倒壊家屋等は除く。)